

栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）の概要

栃木県環境森林部自然環境課

1 計画の目的

人身被害の未然防止、農林業等被害の軽減及び生息分布の拡大防止を図りつつ、地域個体群を適切に管理しながら人とクマとの共存を図る。

2 計画期間と計画区域

- (1) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日～令和 12 (2030) 年 3 月 31 日 (5 年間)
- (2) 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町を対象（クマが生息する 9 市町）

3 現状と課題

- (1) クマの生息域と人の生活圏との接近により、軋轢回避のため総合的な対策が必要である。また、推定生息数が増加していることや目撃件数が急増していることを踏まえ、市街地に出没した際の迅速な対応が求められる。
- (2) 人身被害は毎年 0 件～4 件の間で推移しており、引き続き未然防止に向けた取組が必要である。農林業被害の大部分は林業被害であり、増加傾向にあることから被害防止に向けた対策が必要である。

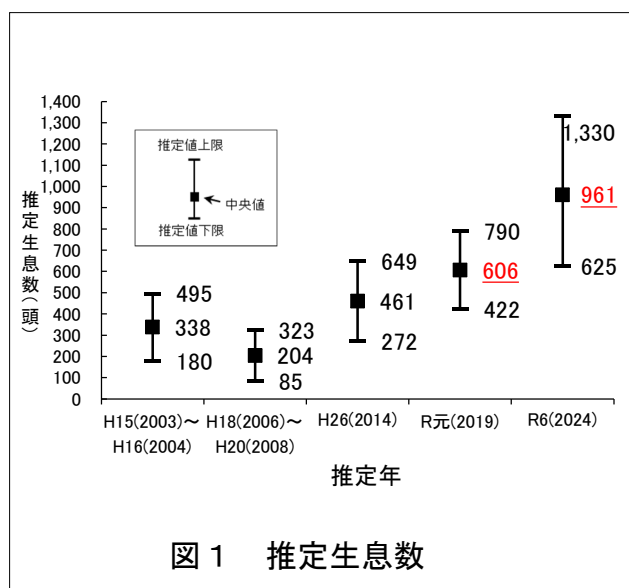


図 1 推定生息数

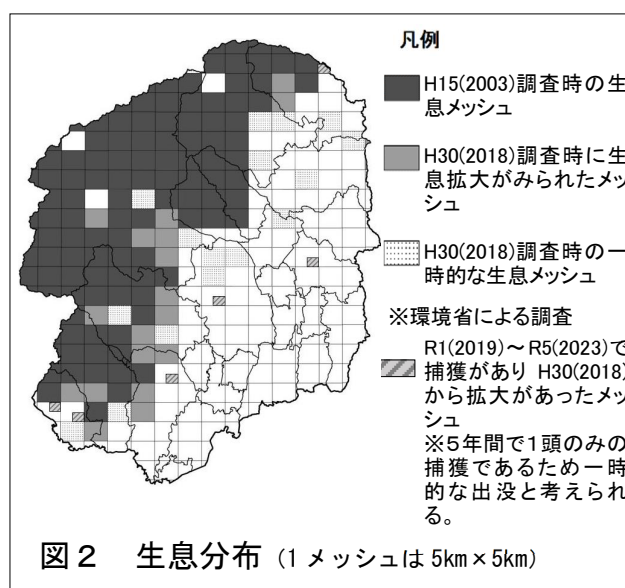


図 2 生息分布 (1 メッシュは 5km × 5km)

4 管理において留意すべき事項

- (1) 生態
生息密度及び繁殖率が低いため、無計画な捕獲は地域個体群の衰退につながる恐れがある。
- (2) 地域の理解と協力
クマが出没する地域の住民や、クマ生息地の入山者に対し、クマに対する正しい知識と対策手法を普及し、クマと人間との軋轢を生じさせないための対策を行っていく必要がある。

5 基本的な対策の方針

人身被害の未然防止等を図るため、総合的な対策により個体群を適切に管理するとともに捕獲や環境整備の強化などにより、人の生活圏への出沒に備えた対応を地域ぐるみで実施する。

6 講ずべき主な対策

対 策	内 容
【個体群の適切な管理】	
(1) 個体群の適切な管理	①狩猟自粛要請基準の見直し 推定生息数の増加に伴い、狩猟捕獲自粛要請基準を 145 頭に設定
	②加害個体の捕獲 人の生活圏(排除地域)に頻繁に出没する個体については、誘引物の除去を徹底したうえで、人身被害や生活環境被害の発生リスクが高まっている場合は、追い払いとともに速やかな捕獲を実施する。
	③錯誤捕獲防止の取組 錯誤捕獲されたクマを放獣するには、放獣作業に係る専門的な知識及び技術、麻酔作業体制が必要であることから、発生の予防に向けた情報共有を行っていく。
	④狩猟者の確保と捕獲技術者の育成 狩猟免許取得の促進を図るとともに、認定鳥獣捕獲等事業者への研修や現場対応訓練を実施し捕獲技術者の育成を図る。
	⑤指定管理鳥獣対策事業等の活用 人身被害や農林業等被害が発生している地域や発生の恐れがある地域において、指定管理鳥獣対策事業等を活用し対策に取り組む。
【人の生活圏への出沒に備えた対応】	
(2) 被害防護対策	農地周りの電気柵の設置、造林地における獣害防止ネットの巻き付け等の実施
(3) 環境整備	①人の生活圏への接近防止 生ゴミ対策としてのクマ対策用ゴミ箱設置や放任果樹等の誘引物除去
	②生息環境の保護・森林整備 鳥獣保護区の存続期間の更新、広葉樹への樹種転換等
(4) ゾーニングの促進	「生息地」、「緩衝地域」及び「排除地域」のゾーニングにより、人とクマとのすみ分けにつなげる。
(5) クマ出沒対応	①対応体制の強化・出沒情報等の共有 クマの出沒時における関係者の連携強化 地域連絡会議等における出沒情報の共有等
	②人の活動時期やクマの出沒状況に応じた注意喚起・情報発信 人の入山時期や、堅果類の豊凶調査に基づく出沒予測に合わせた適時適切な注意喚起・情報発信
	③対応訓練の実施 鳥獣保護管理法改正を踏まえた市街地等への出沒想定訓練を実施することにより、出沒時や緊急時の体制について関係機関の認識共有を図る。
	④クマの生態や遭遇時の対処法等の普及啓発 SNS・HP 等による情報発信や小中学校等に出向いての講座等の実施